

令和3年10月13日

報道機関各社 御中

連 絡 先	
担当課名	市民病院医事課
電話番号	0598-23-1515
担当課名	健康づくり課
電話番号	0598-20-8087

- 1. 発表事項** マイナンバーカードが健康保険証として利用できます
(注:「マイナポータル」サイトで初回登録手続きが必要です)
- 2. 日時** 令和3年10月20日(水)から
- 3. 導入予定医療機関**
松阪市民病院
松阪市休日夜間応急診療所
- 4. 内容** オンライン資格確認等システム稼働について

【6つのメリット】

- ① 健康保険証としてずっと使える
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引っ越ししても保険証の切り替えを待たずにカードで受診できます
- ② 医療保険の資格確認がスピーディに
カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。
- ③ 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に
限度額認定証がなくても、限度額以上の支払が免除されます。
(※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。)
- ④ 健康管理や医療の質が向上
マイナポータルから自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費が見ることができます
- ⑤ 医療費控除が便利に
マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できます。また、令和3年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。
- ⑥ 本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。
(※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。)